

最高裁判決への対応に関する国と地方の実務者協議について

令和7年10月17日

1. 開催の趣旨

平成 25 年生活扶助基準改定に関する令和7年6月27日最高裁判決の趣旨及び内容を踏まえた今後の対応の在り方について、学識経験者の専門的知見に基づく検討を行うため、社会保障審議会生活保護基準部会の下に専門委員会を設置して検討を進めているところである。

上記を踏まえ、最高裁判決への対応に関する情報共有や意見交換を行うため、「最高裁判決への対応に関する国と地方の実務者協議」を開催することとする。

2. 構成員

当会合の構成は、次のとおりとする。

全国知事会推薦生活保護担当課長等	2名
全国市長会推薦生活保護担当課長等	2名
指定都市市長会推薦生活保護担当課長等	2名
中核市市長会推薦生活保護担当課長等	1名
全国町村会推薦生活保護担当課長等	1名
厚生労働省社会・援護局保護課長等	

3 その他

(1) 当会合の庶務は、厚生労働省社会・援護局において処理する。

(2) その他当会合の運営に関し必要な事項は、当会合が定める。